（別紙様式３）

令和７年　月　日

**応　募　資　格　誓　約　書**

　石川県文化観光スポーツ部次長兼観光戦略課長

　　土橋　順一　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応募者名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　職・氏名

　以下の資格要件は、事実と相違ないことを誓約します。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）石川県内に本社、支社または営業所を有していること。県の求めに応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。

（３）石川県財務規則（昭和３８年石川県規則第６７号）第１１１条第２項の規定による資格者

名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名

簿に登録される者であること。

（４）石川県から競争入札の指名停止または見積り合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定　を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

（６）次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支　店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である者。

　　　（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

　　　（ウ）役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

　　　（エ）役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

　　　（オ）役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（７）石川県の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について、未納がない者であること。